

令和 年 月 日

確 約 書

南城市長 殿

住 所

氏 名

印

次の各号の事項を確約する。

1. 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。
また、これら暴力団及び暴力団員と社会的非難される関係を有しておりません。
2. 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて応募するものではありません。
3. 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はそれら団体に属しておりません。
4. 本物件を購入した場合、反社会的勢力へ転売、賃貸はいたしません。
5. 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)の規定により、不動産の売買、交換又は賃貸等を業とする者ではありません。
6. 同地区で過去に処分地を買い受けた者ではありません。
7. この土地を 10 年以内は転売しません。
8. この土地を本人の住宅以外の目的で使用しません。
9. 5 年以内に住居建築を完成し、自ら居住します。
10. この土地で許可なく営業行為を行いません。
11. 購入した土地に設置してある給水栓、下水公共枘、電柱（支線）は原則移動しません。
12. 漁業者や漁港利用者、近隣住民とトラブルを起こしません。
13. 建物完了後は住民登録を行います。
14. 行政区の自治会に加入します。
15. 開発及び建築物の建設にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例、南城市都市計画マスタープラン等を遵守します。
16. 契約条件及び案内書等すべて承知のうえ申請しますので、後日これらの事柄について南城市に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
17. 上記 1 号から 16 号の事項に違反した場合は、本物件に関する申込の辞退、契約の解除を承諾し、市に対して違約金等一切を請求しません。